

令和6年度 大阪府摂津市立鳥飼東小学校 P T A規約

第1章 名称および事務所

- 第1条 本会は大阪府摂津市立鳥飼東小学校P T Aと称し、事務所を鳥飼東小学校に置きます。
- 第2条 本会の事務所は大阪府摂津市鳥飼上三丁目4番51号鳥飼東小学校内とします。

第2章 目的および活動

第3条 本会は次の項目を目的とし、活動します。

1. 児童福祉の増進
2. 民主的教育の推進
3. 学校と家庭の協力および連絡
4. 教育環境の整備
5. 会員の教養の向上
6. 公費による教育の充実
7. 会員相互の親睦

第3章 性 格

- 第4条 本会は教育を本旨とする民主的団体であって、営利的、宗教的、政治的色彩を持つものでなく、且つ他の如何なる団体の支配干渉も受けません。
- 第5条 本会は学校および教育委員会と目的達成について討議し、その活動を助けるために意見を具申し、資料を提供することもあります。が、学校の管理運営や教員の人事に干渉するものではありません。

第4章 組 織

- 第6条 本会は次の会員をもって組織します。
1. 鳥飼東小学校に在籍する児童の保護者および教職員。
 2. 会員は、すべて平等の権利を有します。

第5章 会 計

- 第7条 本会の経費は会費、事業収入金および自発的な寄付でまかないます。
- 第8条
1. 会費は一世帯につき年額2,000円とします。
 2. 生活保護法による要保護者、および執行部が必要と認めた者は免除とします。
 3. 会費は原則として、8月に口座振替にて一括納入とする。
但し、口座を持たない場合や、引き落としが出来なかった場合は現金で徴収する。
 4. 転出等による途中退会に関しては返金しない。
 5. 途中転入については、徴収しない。
 6. 一学期間（始業式から終業式）中の転出については、その限りでない。
- 第9条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 役員および任務

- 第10条 本会に次の役員を置き、執行部とする。
1. 代表3名（学校担当、摂津市P T A協議会担当、地域担当）
 2. 事務局4名（書記、会計、サポーター担当）
 3. 会計監査3名（会員より2名、学校側より代表1名）

注釈：執行部役員については該当年度役員の中で割り振りを行う。但し、役員に選ばれた者が体調不良等の諸事情により、任務を遂行出来ない場合は他役員にて別途協議する。

第 11 条 執行部が必要と認めた場合、総会の承認をもって前任の役員を顧問として置く事が出来る。

第 12 条 役員の任期は 1 年とし、その任期を 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。但し再選を妨げない。

第 13 条 行事等で人員が必要になる場合は、サポーターとして募集を行う。

第 14 条 役員の任務は次の通りです。

1. 執行部は、本会を代表し、会務を総括します。
2. 代表は、学校・地域・摂津市 PTA 協議会等との連携に努めます。
3. 書記は総会その他の各種会合の通知とその議事を記録します。また、必要に応じて広報活動も行います。
4. 会計は収入支出を処理し総会に報告します。
5. サポーター担当は、サポーターの管理に努める。
6. 会計監査は本会の会計を会員に代わって監査し総会に報告します。
7. 顧問は、本会の運営が円滑に行くように執行部の相談にのる。
8. 顧問は、相談にのる立場の特別職であり、会議・会合への出席等運営にあたる実務に関する義務はない。

第 15 条 役員、委員の選出については役員・委員選出規定によって行います。役員選出については、役員選出規定により行う。

第 7 章 機 関

第 16 条 本会に次の機関を置きます。

総会、臨時総会、学年総会、運営委員会、会計監査委員会、役員選出委員会（選挙管理委員会）

第 17 条 定期総会は 3 月と 5 月に開きます。また運営委員会が必要と認めた場合及び正会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合は臨時に総会を開きます。

総会は会員の 5 分の 1（委任状を含む）以上の出席がなければ成立しません。

3 月総会は、新役員の承認、決算及び会計監査報告、行事報告を行う。

5 月総会は、予算案及び行事計画案の承認を行う。

総会の決議は、出席会員の過半数の同意を必要とします。

第 18 条 総会（定期総会・臨時総会）は、原則として会議により開催するが、社会情

勢に合わせて会議を開かず、書面または電子投票による議決権行使を行う。

第 19 条 運営委員会は執行部および学校長、教頭で構成し、総会につぐ決議および執行機関であって本会の運営に当たります。役員の過半数の出席がなければ会は成立しません。

第 20 条 会計監査委員会は、会計を監査し総会に報告します。

第 21 条 執行部は、本会運営にあたり学校と協力し、PTA 運営に関する全般の業務を行う。またすこやかネットや市 P T A 協議会など各団体との窓口とし P T A を代表し交渉や実務にあたる。

第 8 章 附 則

第 22 条 本規約の改定は総会における出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とします。

第 23 条 本会の慶弔及び役員選出に関しては各規定に従います。

第 24 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運営するものとする。

第 25 条 本規約は、令和 4 度 4 月より施行し 1 年間の試行運用期間を設けることとする。

昭和 59 年 5 月 24 日制定

平成 6 年 3 月 4 日改定

平成 12 年 3 月 2 日改定

平成 13 年 9 月 14 日改定
平成 17 年 1 月 19 日改定
平成 17 年 5 月 27 日改定
平成 18 年 3 月 15 日改定
平成 18 年 5 月 26 日改定
平成 22 年 5 月 21 日改定
平成 23 年 3 月 4 日改定
平成 24 年 11 月 9 日訂正
平成 25 年 3 月 9 日改定
平成 31 年 3 月 14 日改定
平成 31 年 3 月 1 日改定

慶 弔 規 定

第 1 条 本会会員および在学児童並びに教育関係者にかかわる慶弔事で次の各項に該当する場合は金品を贈ります。

1. 本会会員および在学児童が死亡した場合 5,000 円と楯 1 対。
2. 在学児童が 1 ヶ月以上にわたる療養又は、入院の場合 3,000 円。
3. 教職員の家族（実父母・配偶者・実子）が死亡した場合、楯 1 対又は、弔電。
4. 本条各項に定めたほか、特に執行部が必要と認めた場合。

附 則

第 1 条 本規定の改定は運営委員会における出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とします。

第 2 条 本規定を改定した場合、ただちに全会員に報告しなければならない。

令和 3 年 1 月 15 日 改定